

薩摩川内市自治基本条例原案に関するパブリックコメント（市民意見公募）手続の結果

平成20年7月

平成20年3月25日から5月9日までの間、薩摩川内市自治基本条例原案について意見公募を行った結果、4人から11件の意見の提出がありました。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数
郵送	0
ファックス	4
E-mail	0
合計	4

意見の概要及び意見に対する市の考え方は、下記のとおりです。

	分類	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方	関係条項
1	条例の制定に関して	「市」と「市民」が、別物であるかのような前提でつくられている。 市民のための市であり、市民のための市長、市民のための市職員であることを自覚してほしい。	この条例は、本市のまちづくりの基本理念、市民の権利と責務、市の責務等を明らかにするとともに、情報の共有、協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的事項をまちづくりの主体である市民と市が共有し、住民自治による自立した地域社会を実現することを目的に制定します。	
2		市民が主役・対等といいながら、肝心なところは行政に都合が良いようになっていないか。	条例の中では、市民と市の関係を第3条（まちづくりの基本理念）で「それぞれが互いの意見及び立場を尊重し、常に対等な関係	

			<p>を保ち，補完し合い協力して」と述べています。これは今後のまちづくりに当たって市民と市はパートナーの立場で行動していくことを示しています。</p> <p>この関係を保持し，「薩摩川内市にずっと住み続けたい」と思えるような「明るく豊かなまち」をつくっていきたいと考えています。</p>	
3		<p>薩摩川内市自治基本条例原案に規定されていることは，現行の憲法・地方自治法等の法体系の中で間に合っていると思われる。</p> <p>制定する意味があるのか。</p>	<p>地方分権の推進によって，地方自治体の権限は拡大されてきています。また，ボランティア団体やNPOなど様々なまちづくり団体が公共的サービスの分野に進出してきています。今後は，その拡大された権限を生かし，地域の実情にあったまちづくりを進めるために，市民の意見をどのように吸い上げ，どのように共に行動していくかが焦点となっていくと考えられます。</p> <p>そこで，まちづくりの基本的事項を総合的・体系的に規定し，市民の皆さんと市が一体となってまちづくりに取り組むためのルールが必要となっています。</p>	
4	第1章 総則	<p>「市民」の定義が分かりにくい。</p> <p>「市内に居住する者若しくは市外に居住し市内へ通勤，通学する者又は事業者をいう。」に変えたらどうか。</p>	<p>「定義」に関しての表現は，簡潔にしたいと考えますので原案のとおりといたします。</p>	第2条

5		<p>市民の定義に「事業者」が含まれるが、今日の法体系のもとでは矛盾した考えではないか。</p>	<p>自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤する人たち、また市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考えて「市民」に含めています。</p> <p>特に事業者は、公共領域の民営化が進んでいく中で、今後ますます公共的主体としての重要性が増し、また地域と非常に密着した活動を行うことも多いことから、その権利・責務も自然人としての市民に近いと考え「市民」に含めました。</p>	
6		<p>「市」の定義が理解できない。</p>	<p>市とは、独自の執行権を有し、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる執行機関を指します。</p> <p>「執行機関」の定義は、第4号で行っていますが、市の代表者である市長と、市長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する行政委員会及び委員を指します。</p>	第2条
7	第2章 まちづくりの 主体	<p>「事業者の責務」に関し、骨子に中にあった「事業者は、自己の活動だけに固執するのではなく」という文言が削除されている。</p> <p>この文言自体に固執するわけではないが、開発事業に対し、事業者と住民の間の合意形成が困難な場合は、どうするのか。</p> <p>参考に、東京都狛江市の「まちづくり条例」の中では、双方の合意形成が困難な場合、学識経験を有するもの及び市民から構成</p>	<p>「公益的活動の意義を認識し、積極的に地域社会の発展に寄与する」ためには、「自己の活動だけに固執」しては、成し得ないことだと考えます。よって、原案の条文からその表現は削除いたしましたが、思うところは同じなのでご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、ご提案の東京都狛江市の「まちづくり委員会」ですが、この条例は開発行為に関する条例であり、本市が制定を目指している</p>	第6条

		される「まちづくり委員会」が調整役となり，調整を行い，必要に応じて勧告できる旨が規定されている。	自治基本条例とは，その制定目的を異にすると考えます。自治基本条例は，まちづくりの基本的事項を総合的・体系的に規定したものであり，その性格から抽象的表現になります。具体的な事項については，今後まちづくりを進める際に整理いたします。	
8	第3章 市民と市の情報共有	情報の公開にあたっては，「原則」を設ける必要はない。	情報公開に関しては，「薩摩川内市情報公開条例」により，様々な制約があります。公開する情報の中には，法令等に開示することが出来ないとされている情報，個人を識別することが出来る情報，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある情報等が含まれる場合もあり，それらは公表することが望ましくない観点から「原則」という表現を用いました。	第11条
9	第6章 コミュニティ	自治会の加入は，相互扶助のもと必要であると考えます。 しかし，逆の立場から，入会しない人になぜ入会しないのか，その意見を聞くことも大切だと考える。	おっしゃるとおり，自治会の加入問題については，未加入者側からの問題点の指摘も大切だと考えます。	第23条
10	第7章 市政経営	総合計画を策定することに異議はないが，現実の総合計画に対しては，賛成，反対の市民がおり，時が経てば，異なった考え方も出てくると考える。 進むべき方向を一つに決めておくことは市の沈滞を招くことにならないか。	総合計画は，地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定するものであり，理想とする将来像を掲げ，政策の方向性を示すものです。 長期的な視点に立ち，一定の方針の下，施策に取り組むことは，市政の公平・平等の面	第25条

			<p>からも安定した財政運営の面からも大切なことだと考えます。</p> <p>現在，総合計画は，平成17年度から平成26年度までの10年間にわたる長期的な行政計画であり，これを実現するために，施策・事業を体系的に整理したものが基本計画です。基本計画は，その計画期間を5年間（17年度から21年度）としており，毎年度，具体的な実施事業に関して再検討を行い，見直しをし，常に，現状に即した事業展開が出来るよう取り組んでおります。</p>	
11	第8章 審議会の設置	<p>条例施行後の検証は最も重要なことであるが，その結果は主役である市民に知らせることが重要である。</p>	<p>この条例は，制定して終わりではなく，そこから情報共有，協働，参画が始まるスタートだと考えております。</p> <p>そこで，その条例の進ちょく状況を市民の皆様にお示しするのは，大切なことだと考えます。この条例の進ちょく状況は，審議会に諮り，検討してもらうこととしています。本条例第19条に審議会における審議内容，結果等に関しては，公表することとしていますので，本審議会に関しても積極的な公表を行いたいと考えています。</p>	第34条